

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第10条第1項、第2項
処分の概要	捕獲等の許可に係る措置命令及び取消
法令の定め	<p>第10条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第5項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 生態系の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定地域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(参考)</p> <p>第9条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているため)
処分担当課	<p>(1) 捕獲区域が2以上の(総合)振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)</p> <p>(2) 上記以外のもの 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係</p>
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第15条第10項、第11項
処分の概要	指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可に係る措置命令及び取消
法令の定め	<p>第15条</p> <p>4 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。</p> <p>10 環境大臣又は都道府県知事は、第4項の規定に違反し、又は第6項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 生態系の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>11 第9条第2項、第4項及び第7項の規定は第4項の許可について、第10条第2項の規定は第4項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第9条第7項中「許可証」とあるのは「指定猟法許可証」と、第10条第2項中「前項各号」とあるのは「第15条第10項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>第10条第2項 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p>
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているため)
処分担当課	<p>(1) 捕獲区域が2以上の(総合)振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)</p> <p>(2) 上記以外のもの 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係</p>
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第18条の10第2項
処分の概要	鳥獣捕獲等事業の認定の取消
法令の定め	第18条の10 2 都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第18条の2の認定の全部又は一部を取り消すことができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。 二 不正の手段により第18条の2の認定、第18条の7第1項の変更の認定又は第18条の8第2項の有効期間の更新を受けたとき。 三 第18条の4第2号に該当することとなったとき。
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているため)
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第22条第1項、第2項
処分の概要	飼養登録に係る措置命令及び取消
法令の定め	<p>第22条 都道府県知事は、第19条第1項の規定に反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。</p> <p>(参考)</p> <p>第19条第1項 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲した鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p>
処分基準	未設定口 (処分実績がなく、将来的に見込みがないため)
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第24条第9項、第10項
処分の概要	販売禁止鳥獣等の販売許可に係る措置命令及び取消
法令の定め	<p>第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の許可をする場合において、販売禁止鳥獣等の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。</p> <p>9 都道府県知事は、前条の規定に違反し、又は第4項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>一 前条に規定する鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>二 生態系の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>10 都道府県知事は、第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(参考)</p> <p>第23条 販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣(その加工品であって環境省令で定めるもの及び繁殖したものを含む。)又は鳥類の卵であって環境省令で定めるもの(次条において「販売禁止鳥獣等」という。)は、販売してはならない。ただし、次条第1項の許可を受けて販売する場合は、この限りでない。</p>
処分基準	未設定口 (処分実績がなく、将来的に見込みがないため)
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第30条第2項
処分の概要	違反行為の中止、原状回復命令等
法令の定め	第30条第2項 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のために必要があると認めるときは、前条第7項の規定に違反した者又は同条第10項の規定により付された条件に違反した者に対し、これらの保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべきことを命じることができる。
処分基準	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(平成30年5月29日環自野発第1805294号環境省自然環境局長通知)のうち、「X-2鳥獣保護区等の管理」の内容を道の審査基準とする。
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第35条第11項、第12項
処分の概要	特定猟具使用制限区域内における特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等の承認に係る措置命令及び取消
法令の定め	<p>第35条</p> <p>3 特定猟具使用制限区域内においては、都道府県知事の承認を受けず、当該区域に係る特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等(以下「承認対象捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、第9条第1項の許可を受けた者若しくは従事者がその許可に係る捕獲等をする場合又は許可不要者が国内希少野生動植物種等に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。</p> <p>7 都道府県知事は、承認をする場合において、危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、承認に条件を付することができる。</p> <p>11 都道府県知事は、第3項の規定に違反し、又は第7項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、承認対象捕獲等をする場所を変更することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>一 承認対象捕獲等に伴う危険の予防のため必要があると認めるとき。</p> <p>二 指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。</p> <p>12 第24条第3項及び第5項の規定は承認について、同条第10項の規定は承認を受けた者について、前条第3項から第5項までの規定は第1項の指定について準用する。この場合において、第24条第5項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と、同条第10項中「前項各号」とあるのは「第35条第11項各号」と、前条第3項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定猟具の種類」と、同条第4項中「前項の規定による公示」とあるのは「第35条第12項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。</p> <p>10 都道府県知事は、第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>第34条 都道府県知事は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、その数を増加させる必要があると認められる区域があるときは、その区域を休猟区として指定することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をするときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によって効力を生ずる。</p> <p>5 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</p>
処分基準	未設定口 (処分実績がなく、将来的に見込みがないため)
処分担当課	(1) 2以上の(総合)振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) (2) 上記以外のもの 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第38条の2第11項
処分の概要	住宅集合地域等における麻酔銃猟の許可の取消
法令の定め	第38条の2 11 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているため)
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第50条第1項
処分の概要	不正受験者の受験停止、合格取消
法令の定め	第50条第1項 管轄都道府県知事は、不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。
処分基準	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(平成29年3月31日環自野発第1703312号環境省自然環境局野生生物課長通知)のうち、「VI-1 狩猟免許」の内容を道の審査基準とする。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第52条第1項
処分の概要	狩猟免許の取消
法令の定め	<p>第52条第1項 管轄都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が第40条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、その者の狩猟免許を取り消さなければならない。</p> <p>(参考)</p> <p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第六号の場合にあつては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。</p> <p>二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者</p> <p>三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者</p> <p>四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前三号に該当する者を除く。）</p>
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているため)
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第52条第2項
処分の概要	狩猟免許の取消、効力の停止
法令の定め	第52条第2項 管轄都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その者の狩猟免許の全部若しくは一部を取り消し、又は1年を超えない範囲内で期間を定めて狩猟免許の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。 二 狩猟について必要な適性を欠くに至ったことが判明したとき。
処分基準	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(平成29年3月31日環自野発第1703312号環境省自然環境局野生生物課長通知)のうち、「VI-1 狩猟免許」の内容を道の審査基準とする。
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第63条
処分の概要	狩猟者登録の抹消
法令の定め	第63条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該狩猟者登録を抹消しなければならない。 一 狩猟免許が取り消されたとき。 二 狩猟免許の効力が停止されたとき。 三 狩猟免許が失効したとき。 四 次条の規定により登録が取り消されたとき。
処分基準	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(平成29年3月31日環自野発第1703312号環境省自然環境局野生生物課長通知)のうち、「VI-2 狩猟者登録」の内容を道の審査基準とする。
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第64条
処分の概要	狩猟者登録の取消、効力の停止
法令の定め	<p>第64条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消し、又は6月を超えない期間を定めてその狩猟者登録の全部又は一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 不正の手段により狩猟者登録又は変更登録を受けたとき。</p> <p>二 第58条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>三 第61条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(参考)</p> <p>第58条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書のうちに重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 狩猟免許を有しない者</p> <p>二 第52条第2項の規定により狩猟免許の効力の停止を受け、その期間が経過しない者</p> <p>三 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていない者</p> <p>第61条第4項 狩猟者登録を受けた者は、第56条第3号及び第4号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、登録都道府県知事に届け出なければならない。その届出があった場合には、登録都道府県知事は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。)</p>
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているため)
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係 (電話番号：011-204-5205)
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係 (電話番号：011-204-5205) 各 (総合) 振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年4月1日作成)

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)
根拠条項	第72条第1項
処分の概要	猟区の認可の取消
法令の定め	第72条 都道府県知事は、安全な狩猟の実施の確保、鳥獣の保護その他公益上の必要があると認めるときは、猟区の認可を取り消すことができる。
処分基準	未設定口 (処分実績がなく、将来的に見込みがないため)
処分担当課	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205)
問い合わせ先	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(電話番号:011-204-5205) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第29条第1項
処分の概要	国立公園の指定認定機関に対する監督命令
法令の定め	第29条 環境大臣又は都道府県知事は、第24条から第31条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第29条第2項
処分の概要	国立公園の指定認定機関の指定の取消し
法令の定め	<p>第29条</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第25条第3項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>[参考・準用規定]</p> <p>第25条</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 第29条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p> <p>五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているため)
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204)
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204) 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第29条第3項
処分の概要	国立公園の指定認定機関の指定の取消し
法令の定め	第29条 3 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第27条の規定に違反したとき、同条第1項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第33条第2項
処分の概要	国立公園普通地域内における行為の措置命令等
法令の定め	第33条第2項 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国立公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
処分基準	国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成16年5月10日付け自然第234号環境生活部長通知）を道の処分基準とする。
処分担当課	(1) 2以上の（総合）振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） (2) 上記以外のもの 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第34条
処分の概要	中止命令等、代替措置命令
法令の定め	第34条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項若しくは第23条第3項の規定、第32条の規定により許可に付された条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、それに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができ
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	（1）2以上の（総合）振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） （2）上記以外のもの 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第52条
処分の概要	国立公園の公園管理団体への業務改善命令
法令の定め	第52条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
処分基準	北海道国立公園公園管理団体取扱要領（平成17年11月24日付け自然第1513号環境生活部長通知）を道の処分基準とする。
処分担当課	（1）2以上の（総合）振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） （2）上記以外のもの 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第53条
処分の概要	国定公園の公園管理団体の指定の取消し
法令の定め	第53条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているため)
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204)
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204) 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第58条
処分の概要	受益者への費用負担命令
法令の定め	第58条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	北海道環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（自然環境）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第59条
処分の概要	原因者への工事費用負担命令
法令の定め	第59条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となった場合においては、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	北海道環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（自然環境）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第16条第4項
処分の概要	国定公園事業者への改善命令
法令の定め	<p>第16条第4項 第10条第4項及び第5項の規定は第2項の協議及び前項の認可について、第10条第6項から第9項まで、第12条第1項及び第13条の規定は第2項の協議をした者について、第10条第6項から第10項まで、第11条から第13条まで、第14条第3項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について、第14条第1項及び第2項の規定は前項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第10条第10項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第11条、第14条第1項及び前条第1項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第12条第1項及び第2項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第1項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第13条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」と、前条第1項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。</p> <p>[参考・準用規定] 第11条 環境大臣は、国立公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該国立公園事業に係る施設の改善その他の当該国立公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p>
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第16条第4項
処分の概要	国定公園事業の執行の認可の取消し
法令の定め	<p>第16条第4項 第10条第4項及び第5項の規定は第2項の協議及び前項の認可について、第10条第6項から第9項まで、第12条第1項及び第13条の規定は第2項の協議をした者について、第10条第6項から第10項まで、第11条から第13条まで、第14条第3項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について、第14条第1項及び第2項の規定は前項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第10条第10項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第11条、第14条第1項及び前条第1項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第12条第1項及び第2項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第1項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第13条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」と、前条第1項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。</p> <p>[参考・準用規定] 第14条 3 環境大臣は、第10条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。 一 第10条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。 二 第10条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。 三 第11条の規定による命令に違反したとき。 四 偽りその他不正の手段により第10条第3項又は第6項の認可を受けたとき。</p>
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされてるため)
処分担当課 問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204) 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204) 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
根拠条項	第16条第4項
処分の概要	国定公園事業に係る原状回復、代替措置命令
法令の定め	<p>第16条第4項 第10条第4項及び第5項の規定は第2項の協議及び前項の認可について、第10条第6項から第9項まで、第12条第1項及び第13条の規定は第2項の協議をした者について、第10条第6項から第10項まで、第11条から第13条まで、第14条第3項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について、第14条第1項及び第2項の規定は前項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第10条第10項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第11条、第14条第1項及び前条第1項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第12条第1項及び第2項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第1項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第13条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」と、前条第1項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。</p> <p>[参考・準用規定] 第15条 環境大臣は、第10条第3項の認可を受けた者がその国立公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、国立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p>
処分基準	未設定ハ (過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため)
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204)
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204) 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85号）
根拠条項	第37条
処分の概要	原因者への工事費用負担命令
法令の定め	第37条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により保全事業の執行が必要となった場合においては、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に、その保全事業の執行が必要となった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	（関係法令） 自然環境保全法第24条第2号「地方公共団体は、環境大臣に協議し、その同意を得て、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。」 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85号）
根拠条項	第38条
処分の概要	受益者への費用負担命令
法令の定め	第38条 国又は地方公共団体は、保全事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その保全事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	（関係法令） 自然環境保全法第24条第2号「地方公共団体は、環境大臣に協議し、その同意を得て、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。」 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道自然環境等保全条例（昭和48年12月11日条例第64号）
根拠条項	第19条第2項
処分の概要	道自然環境保全地域普通地区内における行為の禁止等
法令の定め	第19条第2項 知事は、前項の規定による届出があった場合において、道自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	北海道自然環境等保全条例（昭和48年12月11日条例第64号）
根拠条項	第20条
処分の概要	違反者への中止命令等
法令の定め	第20条 知事は、道自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第17条第3項若しくは第18条第3項の規定に違反し、若しくは第17条第4項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
処分基準	未設定ハ (過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため)
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204)
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204) 各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第18条第1項
処分の概要	道立自然公園の指定認定機関に対する監督命令
法令の定め	第18条 知事は、第13条から第20条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第18条第2項
処分の概要	道立自然公園の指定認定機関の指定の取消し
法令の定め	<p>第18条</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第14条第3項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>[参考・準用規定]</p> <p>第14条</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 破産者で復権を得ないもの</p> <p>(3) 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、又はこの条例、法若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(4) 第18条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(5) 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているため)
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204)
問い合わせ先	<p>環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204)</p> <p>各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)（野幌森林公園を除く）</p> <p>開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）</p>
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第21条第2項
処分の概要	道立自然公園普通地域内における行為の措置命令等
法令の定め	第21条第2項 知事は、道立自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
処分基準	道立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成17年3月10日付け自然第1919号環境生活部長通知）を道の処分基準とする。
処分担当課	(1) 2以上の（総合）振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ (電話番号：011-204-5204) (2) 上記以外のもの 各（総合）振興局保健環境部環境生活課又は開拓記念館総務課
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)（野幌森林公園を除く） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第22条
処分の概要	違反者への中止命令等
法令の定め	第22条 知事は、道立自然公園について、当該道立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第10条第4項若しくは第11条第4項の規定、第12条の規定により許可に付せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	（1）2以上の（総合）振興局の所管区域にわたるもの 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ （電話番号：011-204-5204） （2）上記以外のもの 各（総合）振興局保健環境部環境生活課又は開拓記念館総務課
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第35条
処分の概要	道立自然公園の公園管理団体への業務改善命令
法令の定め	第35条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
処分基準	道立自然公園公園管理団体取扱要領（平成17年11月28日付け自然第1527号環境生活部長通知）を道の処分基準とする。
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第36条
処分の概要	道立自然公園の公園管理団体の指定の取消し
法令の定め	第36条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているもの)
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査(自然環境)（野幌森林公園を除く） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第7条の2
処分の概要	道立自然公園事業者への改善命令
法令の定め	第7条の2 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第7条の6第3項
処分の概要	道立自然公園事業の執行の認可の取消し
法令の定め	第7条の6第3項 知事は、第7条の2第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。 （1） 第7条の2第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。 （2） 第7条の2第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。 （3） 第7条の3の規定による命令に違反したとき。 （4） 偽りその他不正の手段により第7条の2第3項又は第6項の認可を受けたとき。
処分基準	未設定イ （処分基準が法令の定めに尽くされているため）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道立自然公園条例（昭和33年4月1日条例第36号）
根拠条項	第7条の7
処分の概要	道立自然公園事業に係る原状回復命令等
法令の定め	第7条の7 知事は、第7条の2第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、道立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期間を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204）
問い合わせ先	環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ（電話番号：011-204-5204） 各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係もしくは主査（自然環境）（野幌森林公園を除く） 開拓記念館総務課（野幌森林公園に限る）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
根拠条項	第19条第1項
処分の概要	第一種動物取扱業の登録の取消し
法令の定め	<p>第19条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。</p> <p>二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第12条第1項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第12条第1項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第12条第1項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>五 第12条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。</p>
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定め尽くされているため)
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
根拠条項	第23条第3項、第24条の4において準用する第23条第3項
処分の概要	動物取扱業者に対する動物の管理の方法等の改善命令
法令の定め	<p>第23条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第21条第1項又は第2項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第21条の4若しくは第22条第3項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第22条の5の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>第24条の4 第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）、第20条、第21条、第23条（第2項を除く。）及び第24条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。（以下 省略。）</p>
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
根拠条項	第25条第2項
処分の概要	多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態の改善命令
法令の定め	<p>第25条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
根拠条項	第29条
処分の概要	特定動物の飼養又は保管の許可の取消し
法令の定め	<p>第29条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。</p> <p>二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第27条第1項第1号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>三 第27条第1項第2号ハに該当することとなつたとき。</p> <p>四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。</p>
処分基準	未設定イ (処分基準が法令の定めに尽くされているため)
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
根拠条項	第32条
処分の概要	特定動物の飼養又は保管の方法の改善命令
法令の定め	第32条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第27条第2項（第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	未設定ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係
問い合わせ先	同上 （電話番号： ）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年3月30日条例第3号）
根拠条項	第16条第1項
処分の概要	特定動物の飼養方法の改善命令
法令の定め	<p>第16条 知事は、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な限度において、次の各号のいずれかに該当する者に対し当該特定動物に係る飼養の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 第10条の規定に違反している者</p> <p>(2) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 次条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
処分基準	<p>未設定ハ</p> <p>（過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）</p>
処分担当課	各（総合）振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理）又は自然環境係
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

法令名	北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年3月30日条例第3号）
根拠条項	第16条第5項
処分の概要	動物の健康又は安全が損なわれていると認められるときの改善命令等
法令の定め	<p>第16条 知事は、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な限度において、次の各号のいずれかに該当する者に対し当該特定動物に係る飼養の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 飼養施設を設置し、又は改善すること。</p> <p>(2) 飼養方法を改善すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、動物の健康及び安全のために必要な措置</p> <p>3 知事は、動物の取扱いに起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>4 知事は、特定移入動物が逸走するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、期限を定めて、飼養施設の改善その他の動物の逸走を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>5 知事は、前3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	未設定ハ (過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため)
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部環境生活課主査(動物管理)又は自然環境係
問い合わせ先	同上 (電話番号:)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/shinsa.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年4月1日作成)

法令名	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年3月29日条例第9号）
根拠条項	第18条第3項
処分の概要	生物多様性維持回復事業の認定取消
法令の定め	第18条第3項 知事は、第16条第3項の認定を受けた生物多様性維持回復事業が生物多様性維持回復事業計画に従って行われていないと認めるとき、又はその生物多様性維持回復事業を行う者がその生物多様性維持回復事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第3項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。
処分基準	未設定 ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係（電話番号：011-204-5203）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年4月1日作成)

法令名	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年3月29日条例第9号）
根拠条項	第52条
処分の概要	捕獲等許可者に対する措置命令等
法令の定め	第52条 知事は、許可を受けた者が前条の規定に違反し、又は第50条の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 知事は、許可を受けた者がこの章の規定又はこの章の規定に基づく処分に違反した場合において指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。
処分基準	未設定 ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係（電話番号：011-204-5203）
問い合わせ先	同上
備考	

法令名	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年3月29日条例第9号）
根拠条項	第61条
処分の概要	特定希少種事業者に対する指示等
法令の定め	<p>第61条 知事は、特定希少種事業者が第55条第4項（第57条第3項において準用する場合を含む。）、第57条第1項又は第59条の規定に違反した場合において、その特定希少種事業を適正化して特定希少野生動植物種の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。</p> <p>2 知事は、特定希少種事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は3月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>(2) 第56条第1項第3号に該当することとなったとき。</p> <p>(3) 前項の規定による指示に違反したとき。</p>
処分基準	未設定 ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係（電話番号：011-204-5203）
問い合わせ先	同上
備考	

法令名	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年3月29日条例第9号）
根拠条項	第69条
処分の概要	管理地区、立入制限地区及び監視地区における措置命令等
法令の定め	<p>第69条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第66条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。</p> <p>2 知事は、第66条第4項若しくは第67条第4項の規定に違反した者、第66条第7項（第67条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物種の生息地又は生息地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	未設定 ハ （過去に処分実績がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため）
処分担当課	環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係（電話番号：011-204-5203）
問い合わせ先	同上
備考	